

(11) 福井県

- 平成 24 年 2 月 23 日、敦賀市長が市の焼却処理施設において、東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入れを前向きに検討することを表明。

(12) 大阪府

- 平成 23 年 12 月 27 日、大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定。平成 24 年 1 月 18 日、市町村及び一部事務組合への説明会を実施。
- 平成 24 年 1 月 26 日、関西広域連合の知事レベルの集まりがあり、関西広域連合として専門家会議を設置することになり、今後方向性を検討。

(13) 福岡県

- 平成 24 年 3 月 12 日、北九州市議会は、東日本大震災で発生した災害廃棄物について、市に受入れを要請する決議案を全会一致で可決。

(14) 長崎県

- 平成 24 年 3 月 6 日、大村市長が市議会一般質問で「市民のコンセンサス、施設整備、安全性」を条件に災害廃棄物の受入れを検討する意向を表明。

(15) 沖縄県

- 平成 24 年 2 月 26 日、沖縄県に来訪した野田首相に沖縄県知事が東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入れ検討を伝える。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への 対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の概要

目 的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者(＝東京電力)等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責 務

- ① 国
原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- ② 地方公共団体
国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- ③ 関係原子力事業者
誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

基本方針の策定等

- 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

②指定廃棄物

下水道の汚泥、焼却
施設の焼却灰等の汚
染状態の調査(義務)

左記以外の廃棄物の
調査(任意)

環境大臣に報告

申請

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準を超える廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用)

放射性物質汚染対処特措法に基づく取組について

基本方針の閣議決定（11月11日）

環境省を中心とした関係府省による実施体制確立（11月18日）

地域指定の要件、処理の基準等の政省令制定（12月14日公布）

除染

除染特別地域の指定
（警戒区域・計画的避難区域）

重点調査地域の指定
（追加被ばく線量
年間1mSV以上）

廃棄物

対策地域の指定
（警戒区域・
計画的避難区域）

3次補正 国直轄：約1500億円 地方分：約1000億円

平成24年1月：
特措法全面施行

国直轄除染事業の
準備作業

市町村における
準備作業

国直轄処理事業の準備

国の除染
実施計画策定

市町村等の除染
実施計画策定

国の処理
計画策定

指定廃棄物の
指定（8000Bq/kg超）

仮置場の確保

国による

平成24年4月：
現地体制拡充

24年度予算当初要求 約4500億円

国による
本格除染
開始

市町村による
本格除染
開始

対策地域内廃棄物・
指定廃棄物の
処理

平成27年

中間貯蔵施設の確保、仮置場から搬入開始

除染の目標

年間20mSV以上の地域の目標
当該地域を段階的かつ迅速に
縮小。

年間20mSV未満の地域の目標

- ア 長期的な目標として年間追加被ばく線量1mSV以下。
- イ 平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、年間追加被ばく線量を約50%減。
- ウ 子どもの生活環境を優先的に除染し、平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、子どもの年間追加被ばく線量を約60%減。

年間追加被ばく線量が特に高い地域以外の直轄地域の目標

平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において除染等を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ポイント

基本的な方向

- ・ 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために行うもの。
- ・ 国は、環境汚染への対処の進捗状況の定期的な点検を行い、その結果を踏まえてこの基本方針を適宜見直すものとする。

監視及び測定に関する基本的事項

- ・ 国による監視及び測定
- ・ 都道府県による監視及び測定

汚染廃棄物の処理に関する基本的事項

- ・ 住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先。
- ・ 現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制、施設等を積極的に活用。
- ・ 処理に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。
- ・ 安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、減容化。
- ・ 指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行う。

土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

- ・ 人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施。特に子どもの生活環境については優先的に実施。
- ・ 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。空間線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意。
- ・ 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指す。

○除染特別地域に関する事項

- ・ 除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成 26 年 3 月末までに、土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入することを目指す。
- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施。

土壤等の除染等の措置に関する基本的事項（続き）

○除染実施区域に関する事項

- ・ 除染実施計画の策定に当たっては、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とする。除去土壤等の量に見合った仮置場の確保を前提としたものとする。
- ・ 追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行う。

○土壤等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項等

除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

- ・ 除去土壤の収集等の実施に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。

その他重要事項

○汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

- ・ 土壤等の除染等の措置に伴い生ずる土壤及び廃棄物について、当分の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を確保。
- ・ 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壤が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保。
- ・ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行う。
- ・ 中間貯蔵後の扱いは、今後の技術開発の状況を踏まえて検討。

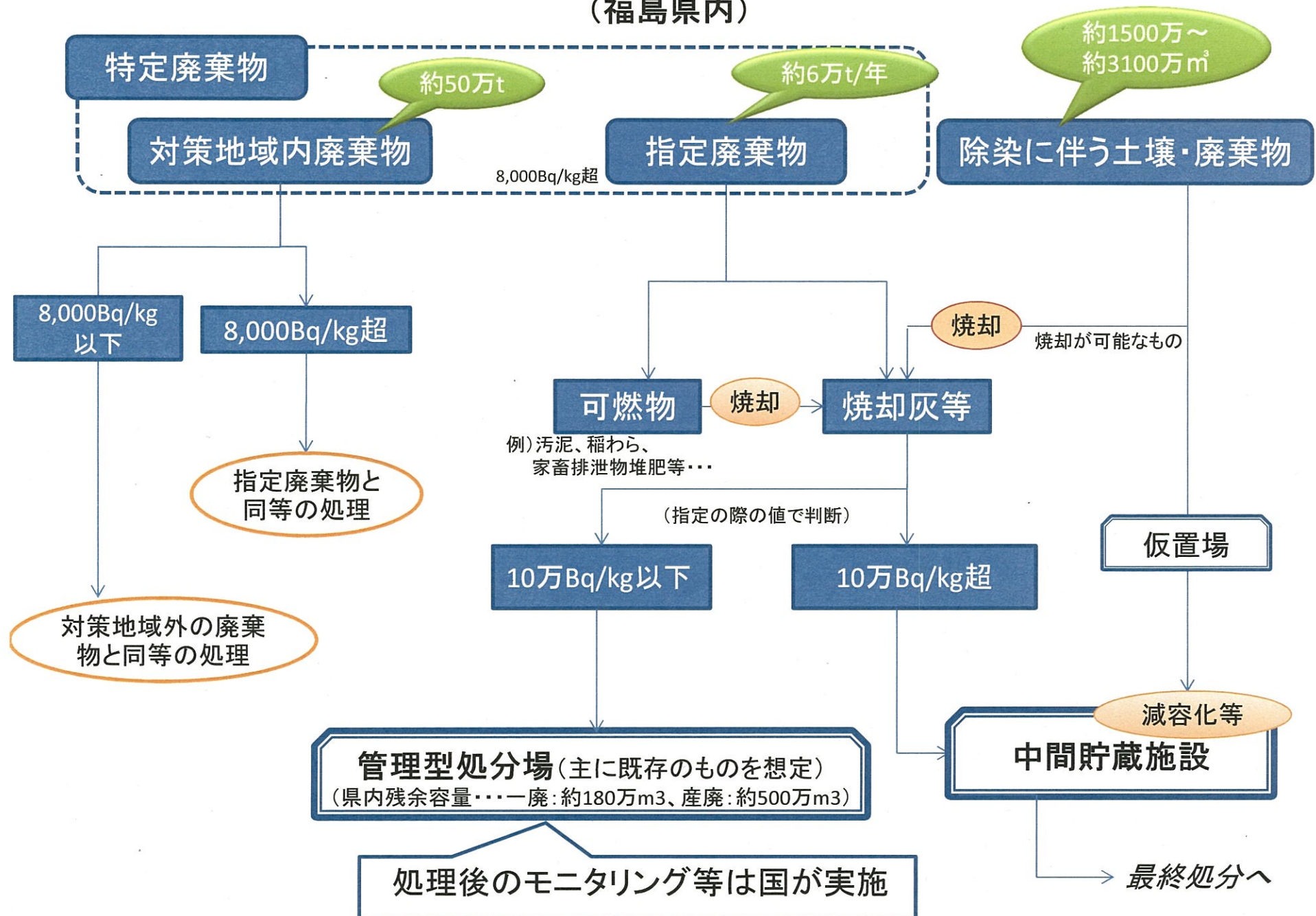
○調査研究、技術開発等の推進等

○住民理解の促進等

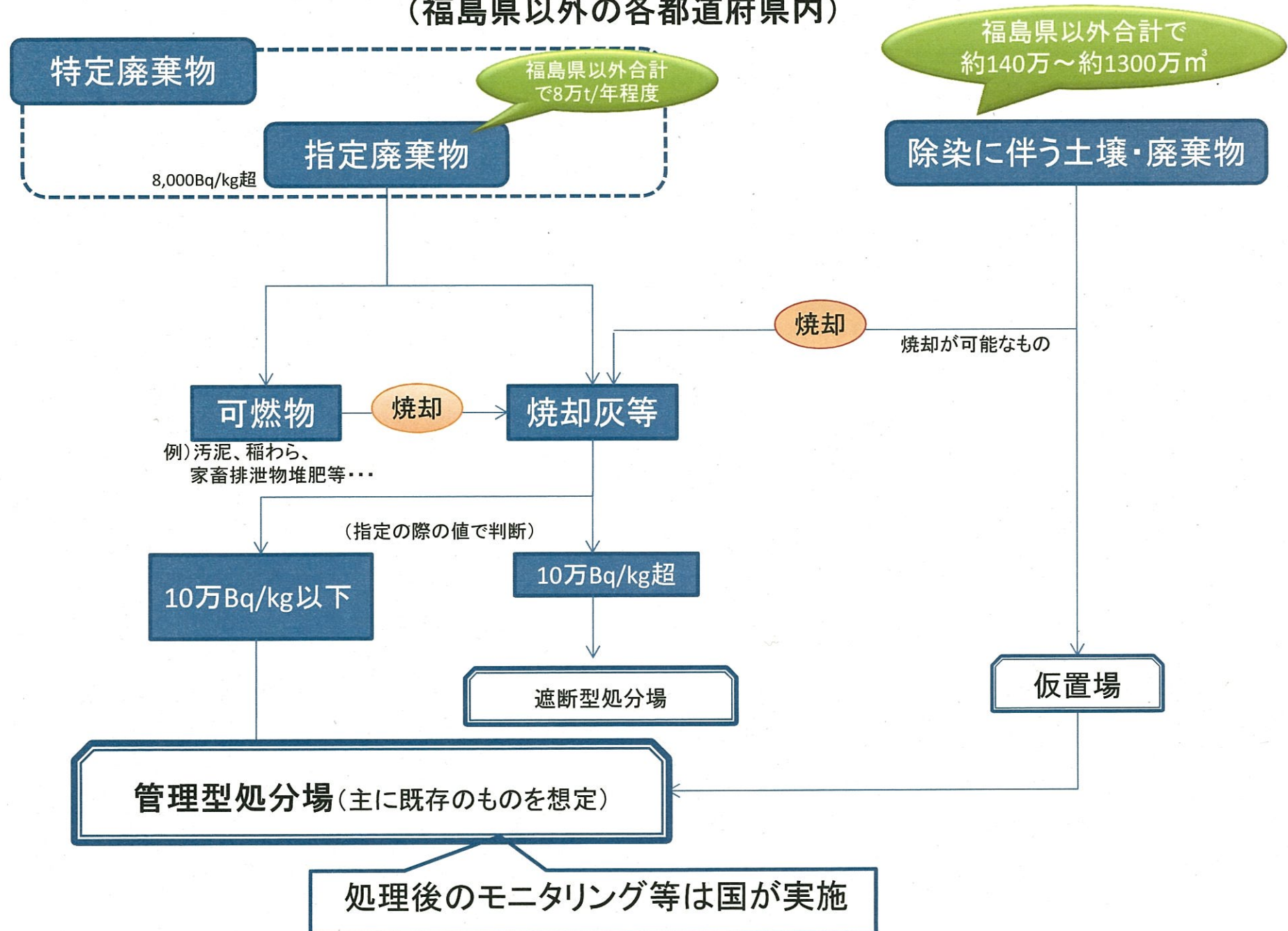
○その他配慮すべき事項

- ・ 事業者は、当該従事者が受ける放射線量を管理等。
- ・ 地元雇用の確保に配慮。

特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県内)



特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県以外の各都道府県内)



指定廃棄物について

■ 指定廃棄物

放射性物質汚染対処特措法(以下「特措法」という。)に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として環境大臣が指定を行い、これらは国の責任において処理を実施することとなっている。

■ 2月末時点で、8,000Bq/kgを超える廃棄物※の保管が確認されている主な都県は以下のとおり

- 焼却灰(一般廃棄物): 岩手、福島、茨城、栃木、千葉、東京
- 浄水発生土(上水): 宮城、福島、栃木、群馬、新潟
- 浄水発生土(工水): 福島、栃木、群馬
- 下水汚泥(焼却灰、溶融スラグを含む): 福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
- 農業用集落排水汚泥: 福島
- 農業系副産物(稲わら、牛ふん堆肥、腐葉土など): 岩手、宮城、福島、栃木

※2月末時点では指定されたものではなく、今後、指定廃棄物に指定されることが見込まれる

国代行処理事業と直轄事業について



○国代行処理事業

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、市町村から申請があり、国が必要と認めた場合には、市町村に代わり災害廃棄物処理を代行することとなっている。

- 新地町、相馬市、南相馬市(一部)及び広野町は環境省が代行処理予定。
- 仮置場への収集・運搬は、すでに各市町による作業が進んでいるため、2次処理以降を国が代行処理する。
- 現在、仮設焼却炉を含む仮設処理施設の設置場所について、各市町と協議中。これらが決定後、速やかに仮設施設の整備を開始予定。

○国の直轄処理事業

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づき、国が直轄で対策地域内廃棄物処理を行うこととなっている。

- 南相馬市(一部)、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、川俣町(一部)、葛尾村、田村市(一部)及び川内村(一部)は国が直轄処理予定。
- 汚染廃棄物対策地域(警戒区域及び計画的避難区域)の廃棄物は、環境省が直轄で処理。
- 対策地域内のうち、比較的線量の低い地域については、災害廃棄物の量、分布、放射線レベル等の調査を終えており、現在、高線量地域におけるこれらの調査や、解体が必要な家屋数の調査、仮置場及び仮設施設の設置場所選定のための調査を実施中。
- これらを踏まえて処理計画を策定し、収集運搬業務から着手する予定。